

◆御依頼日：7月27日

◆御依頼内容

G20 各国+台湾・北朝鮮におけるスパイ防止法の現状

標記御依頼につきまして、次のとおり御回答申し上げます。なお、G20には欧州連合（EU）が含まれますが、国家ではないため今回の回答には含めておりません。

## 米国

米国では、スパイ行為を禁じる包括的な法律はなく、主に合衆国法典（第18編（犯罪及び刑事訴訟）、第42編（公衆衛生及び福祉）及び第50編（戦争及び国防））の中に関連する規定が置かれています。合衆国法典におけるスパイ行為を禁じる主要な規定の概要をまとめた資料として、調査報告（資料1）を作成いたしました。また、米国の秘密保護法制の概要について、資料2（pp.182-190）も併せて参照ください。

## イギリス

1989年に制定された公務秘密法等において、スパイ行為の規制が規定されています。当館作成の調査報告（資料3）や資料2（pp.172-181.）を御参照ください。

## ドイツ

秘密保護法制に位置付けられる罰則として、刑法が定める国家秘密漏示の罪、公務員の守秘義務違反罪があります。当館作成の調査報告（資料4）や資料2（pp.191-198.）を御参照ください。

## フランス

国防の秘密を侵害する罪が、1994年に施行された現行刑法典に定められています。当館作成の調査報告（資料5）や資料2（pp.199-207.）を御参照ください。

## カナダ

カナダでは、情報セキュリティ法（Security of Information Act）（2019年最終改正）に、スパイ行為を禁じる主要な規定が置かれています。概要をまとめた資料として、調査報告（資料6）を作成いたしました。

## イタリア

イタリアでは、刑法典に、スパイ行為について、国家の安全に関する情報の収集、政治上又は軍事上のスパイ行為、公務員の職務上の秘密の漏示等を禁じる規定が置かれています（刑法典第 256～263 条、第 326 条）。1979 年に出版されたものとは異なりますが、刑法典の邦訳資料（関係部分を抜粋したもの）をご用意いたしました（資料 7）。

また、関連規定（刑法典第 256～263 条、第 326 条）の現在までの改正内容を確認したところ、条文自体の全体的な改正は行われていませんでしたが、項の追加や規定の部分的な変更が行われていました。具体的な改正点は次のとおりです。

○刑法に規定する犯罪について定められた死刑は、1944 年に廃止され、無期懲役に読み替えることとされています。

○第 260 条について、2013 年緊急法律命令第 93 号（2013 年法律第 119 号）に基づき、以下の第 3 項が加えられています。

「さらに、本条の規定は、公安当局の事務所又は資材保管所として用いられ、かつ、公安のため立入りが禁止されている土地 (immobili) にも適用する。」

○第 263 条について、1981 年法律第 689 号に基づき、罰金は「1,032 ユーロ以上」と改められています。

○第 326 条について、1990 年法律第 86 号に基づき、以下の第 3 項が加えられています。

「官公吏又は公の役務負担者が、自身又は他者が不当な財産上の利益を得るために、秘密を保持すべき職務上の情報を不正に利用したときは、2 年以上 5 年以下の懲役に処する。当該行為が、自身又は他者が不当な非財産的利益を得るためになされたか、又は、他者に不当な損害を与えるためになされたときは、2 年以下の懲役に処する。」

## ロシア

スパイ行為や国家機密の漏えいについて、連邦刑法典に規定があります。主な処罰規定について、当館作成の調査報告（資料 8）を御参照ください。

## 中国

2014 年に反スパイ法が施行されており、スパイ取締り活動における国家安全機関の職権、国民及び組織の義務及び権利、法的な責任などが定められています（資料 9 及び資料 10, pp.127-131 ノ 7.）。同法第 4 章に、反スパイ工作に関する国家機密を漏えいした者は、国家安全機関によって 15 日以下の拘留に処せられるほか、犯罪を構成する場合には刑事責任を問われると定められています。

また、国家秘密保護法において、国家秘密の範囲、秘密保護制度、監督・管理、法的な責任などが定められています（資料 10, pp.466-476.）。同法第 5 章に、同法違反等の場合における法による処分のほか、犯罪を構成する場合には刑事責任を問われると定められています。

刑事罰は刑法に規定されており、スパイ罪（第 110 条）、国家機密・情報の窃取、探知、買収又は不法提供罪（第 111 条）、国家秘密漏えい罪（第 398 条）、軍事秘密不法取得罪（431 条）、軍事秘密漏えい罪（432 条）の規定があります（資料 10, pp. 851-853, 871, 947 ノ 7.）。

## 韓国

刑法、国家保安法、軍事機密保護法等複数の法律において国家機密に関する罰則が定められています。主な処罰規定について、当館作成の調査報告（資料 11）をご覧ください。

## オーストラリア

スパイ行為や国家機密の漏えいについて、刑法典に規定があります。主な処罰規定について、当館作成の調査報告（資料 12）をご覧ください。

## 南アフリカ

スパイ行為を禁じる法令等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

1982 年情報保護法（Protection of Information Act）において、外国等への開示を目的とした機密情報の入手、提供等に 20 年以下の懲役などの規定が設けられています<sup>1</sup>。

なお、2008 年以降、1982 年情報保護法に代わるものとして、政府情報保護法案（Protection of State Information Bill）が議論されています。議会で法案が一旦可決されたものの、2020 年 6 月、大統領は同法案に署名せず、合憲性への懸念から議会の再議に付したとされています<sup>2</sup>。

## メキシコ

スパイ行為を禁じる法令等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

なお、メキシコでは、連邦刑法典にスパイ行為等に関する罪の規定があり、平時における外国政府等への情報漏えい等に 5 年以上 20 年以下の懲役及び 5 万ペソの罰金など（127 条及び 128 条）、スパイの身元を知っていて通報しない場合に 6 か月以上 5 年以下の懲役及び最大 5 千ペソの罰金（129 条）が定められています<sup>3</sup>。

## アルゼンチン

アルゼンチンについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文

<sup>1</sup> “PROTECTION OF INFORMATIN ACT 84 OF 1982,” Department of Justice and Constitutional Development Website <<https://www.justice.gov.za/legislation/acts/1982-084.pdf>>

<sup>2</sup> “Ramaphosa sends 'secrecy bill' back to parliament,” 11.June.2020, Sunday Times Website <<https://www.timeslive.co.za/politics/2020-06-11-ramaphosa-sends-secrecy-bill-back-to-parliament/>> ; “Secrecy Bill is still fundamentally flawed and needs to be reconsidered,” 9.July.2020, Dairy Maverick Website <<https://www.dailymaverick.co.za/article/2020-07-09-secrecy-bill-is-still-fundamentally-flawed-and-needs-to-be-reconsidered/>>

<sup>3</sup> “CÓDIGO PENAL FEDERAL,” p.34. Chamber of Deputies Website<[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/9\\_010720.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/9_010720.pdf)>

献は見当たりませんでした。

アルゼンチンでは、スパイ行為の防止に関して、2001年に制定、公布された国家情報法（Ley de Inteligencia Nacional）（法律 25.520）（2015年の法律 27.126により最終改正）において定められており、第9章「罰則」（Disposiciones penales）に、関連する規定があります<sup>4</sup>。国家情報法において規定される業務に常勤又は非常勤で携わっている間に、電話、郵便、電報、ファックス又は物体を送る、画像、音声、データを送るあらゆるシステム、及び／又は非公開である、利用又は閲覧が許可されていない又は本人宛でない公に利用できない文書を、不適切に傍受、取得又は流用したとき、別の犯罪によってより重く罰せられない場合、3年から10年の懲役を科すこと（第42条）等が定められています。

## ブラジル

ブラジルについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

ブラジルでは、スパイ行為の防止に関して、1983年の国家安全保障法（Lei de Segurança Nacional）において定められています<sup>5</sup>。外国の政府若しくはグループ又は違法組織に対して、ブラジルにとって機密に分類されるデータ、文書、複写文書、図面、コード、数字、又は物を通信し、引き渡し、又は伝達若しくは引渡しを可能にした者は、3年から15年の懲役を科される（第13条）等と規定されています。

## インド

インドについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

インドでは、英国の植民地時代に反政府活動やスパイ活動から国家を保護することを目的として、1889年に国家機密法が定められ、1923年に改正されています（The Official Secrets Act, 1923）<sup>6</sup>。同法において、スパイ活動に対する罰則として、国家の安全や国益を害する者は懲役を科される旨（第3節）、スパイを匿うものは懲役刑又は罰金又はその併科を科される旨（第10節）が規定されています。

## インドネシア

インドネシアについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

インドネシアでは、2011年に制定された国家情報法（Undang-Undang Republik

<sup>4</sup> LEY DE INTELIGENCIA NACIONAL, Ley 25.520. <<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/7000-0-74999/70496/texact.htm>>; AGENCIA FEDERAL DE INTELIGENCIA, Ley 27.126 <<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/240000-244999/243821/norma.htm>>

<sup>5</sup> “Lei N° 7.170, de 14 de dezembro de 1983.” Presidência da República Website <[http://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/leis/l7170.htm](http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l7170.htm)>

<sup>6</sup> “The Official Secrets Act, 1923, India Code Website <<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/2379/1/A1923-19.pdf>>; 総務省大臣官房企画課「インドの行政」平成21年12月, pp.93-94. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000537358.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000537358.pdf)>

Indonesia, Nomor 17 Tahun 2011, TengTang, Intelijen Negara) において、スパイ活動に関する罰則が定められています<sup>7</sup>。インテリジェンスに関する機密情報を公にすること及び／又は漏洩させることは禁じられており（第 26 条）、インテリジェンスに関する機密情報を、故意に盗み、開示し、及び／又は漏洩させる者は、最大 10 年の懲役及び／又は最大 5 億ルピアの罰金が科される（第 44 条）等と規定されています。

## サウジアラビア

サウジアラビアについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

米国議会図書館の調べによれば、サウジアラビアには、スパイ行為に対する一般的な刑法や法律はありません<sup>8</sup>。サイバースパイに関しては、2007 年に制定された反サイバー犯罪法（Anti-Cyber Crime Law）において、1 年以下の懲役又は 50 万リアル以下の罰金又はその併科が科されると規定されています（第 3 条）<sup>9</sup>。

## トルコ

トルコについて、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

トルコでは、スパイ防止に関して、2004 年に制定された現行のトルコ刑法において、国家機密の保持とスパイ活動に対する違反に関する規定があります（第 326 条から第 339 条）<sup>10</sup>。国家の安全、国内又は外国の政治的利益の点から見て機密にあたる情報を提供した者は、3 年から 8 年の懲役を科され、その行為が戦時中に行われた場合又は国家の戦争準備、戦時又は軍事活動における効果を危険にさらした場合、終身刑が科される（第 327 条）等と定められています。

## 台湾

台湾について、スパイ行為を禁じる法律等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

台湾においてスパイ防止に関する法律は、2005 年の国家情報工作法（國家情報工作法）（直近の改正は 2020 年 1 月 15 日公布・施行）において定められています<sup>11</sup>。

<sup>7</sup> “The Republic of Indonesia Draft Law, Number 17 Tear 2011 on State Intelligence,” International Commission of Jurists Website <<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2011/01/Indonesia-intelligence-law-draft-2011-eng.pdf>>

<sup>8</sup> “Global Legal Monitor: Saudi Arabia: 32 People on Trial for Treason and Spying,” February 29, 2016. Library of Congress Website <<https://www.loc.gov/law/foreign-news/article/saudi-arabia-32-people-on-trial-for-treason-and-spying/>>

<sup>9</sup> “Anti-Cyber Crime Law,” Kingdom of Saudi Arabia, Bureau of Experts at the Council of Ministers, Official Translation Department, 2009. <[https://www.citc.gov.sa/en/RulesandSystems/CITCSys/Docs/LA\\_004\\_%20E\\_%20Anti-Cyber%20Crime%20Law.pdf](https://www.citc.gov.sa/en/RulesandSystems/CITCSys/Docs/LA_004_%20E_%20Anti-Cyber%20Crime%20Law.pdf)>

<sup>10</sup> “TÜRK CEZA KANUNU,” Presidency of the Republic of Turkey, Legislation Information System Website <<https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.5237.pdf>>

<sup>11</sup> 「國家情報工作法」（民國 109 年 1 月 15 日修正） 全國法規資料庫ウェブサイト <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0020041>>

インテリジェンス関係の情報を不法に漏洩、提供した者は、7年以上の有期懲役が科される（第30条）、スパイ行為に従事し、外国軍等にインテリジェンス関係の情報を漏洩、提供した者は、終身刑又は10年以上の有期懲役が科される（第30条の1）等が規定されています。

## 北朝鮮

スパイ行為を禁じる法令等の全体を紹介した日本語の文献は見当たりませんでした。

なお、北朝鮮では、スパイ防止に関して、1990年に制定された刑法にスパイ行為等を禁じる規定があり、具体的には、祖国反逆罪（第63条）、間諜罪（第64条）、国防秘密漏えい罪（第90条）、故意的秘密漏えい罪（第219条）、過失的秘漏えい罪（第220条）が定められています（資料13）。

### 【資料】

1. 国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛調査室・課「米国の合衆国法典におけるスパイ行為を禁じる規定」令和2年9月4日
2. 田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判―脅かされる知る権利』日本評論社, 2013, pp.172-207.
3. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「イギリスにおける機密情報法制について」令和2年3月17日
4. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「ドイツにおける機密情報法制について」令和2年9月7日
5. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「フランスにおける機密情報法制について」令和2年9月7日
6. 国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛調査室・課「カナダの情報セキュリティ法におけるスパイ行為を禁じる規定」令和2年9月4日
7. 国立国会図書館調査立法考査局『イタリア刑法典』（調査資料79-1）1979, pp.161-163, 178-179.
8. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「ロシアにおける機密情報法制について」平成29年6月23日
9. 岡村志嘉子「立法情報【中国】 反スパイ法の制定」『外国の立法』2015.1. 国立国会図書館ウェブサイト< [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8896333\\_po\\_02620109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896333_po_02620109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) >
10. 中国総合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法 第1巻』ぎょうせい, 加除式資料, pp.127-131 / 7,466-476,851-853,871,947 / 7.
11. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「韓国における機密情報法制について」令和2年9月7日
12. 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「オーストラリアにおける機密情報法制について」令和2年3月17日
13. 大内憲昭『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』明石書店, 2016, pp.91-99,307-336.

担当：行政法務課 原田光隆（内線：衆議院から98-22110 / 参議院から970-22110）

外交防衛課 青井佳恵（内線：衆議院から98-22311 / 参議院から970-22311）